

大規模農場の事業者責務に関する農林水産省への要望結果について

本日12月21日（水） 標記の件に関して、大井川知事が農林水産大臣に対して、下記のとおり要望を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和4年12月21日（水） 13：15～
- 2 場 所 農林水産省
- 3 対応者 農林水産大臣 野村 哲郎
- 4 訪問者 大井川知事
- 5 要望内容

大規模農場における高病原性鳥インフルエンザ等の発生の際は、事業者自らも防疫作業に積極的に協力するよう国からの指導等を求める要請書を手交。

また、茨城県において鳥インフルエンザの検査中の事例があることを報告。

- 6 結 果

知事と農林水産大臣で鳥インフルエンザの発生状況について意見交換。
野村農林水産大臣（主な発言）

- ・茨城県から国に対してこのような要望があったことはうかがっていた。
- ・特定家畜伝染病防疫指針により、大規模農場においては動員計画を作成するよう明記しているところである。



（写真左から）大井川知事、野村農林水産大臣

お問い合わせ先
県農林水産部畜産課 大谷
TEL 029-301-3982

大規模養鶏場や養豚場における家畜伝染病発生時の事業者責務について

近年、大規模の養鶏場や養豚場において、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生したため、家畜保健衛生所の職員等農林関係職員のみならず一般事務を担当している多くの県職員が何日間にも渡って複数回、防疫作業に従事することとなり、地方行政に係る通常業務に支障をきたす事態が生じている。

家畜伝染病予防法では、殺処分等まん延防止のための作業は本来、家畜所有者の責務とされているが、周辺農場への病原体のまん延防止などの観点から、公益性を鑑み、県が専らその作業に従事しているのが実態である。

家族経営的な小規模農場での発生であれば防疫作業は速やかに完了させられるが、近年増加している大規模農場における発生の際に必要な作業員数は膨大であり、県が対応できる範囲を超えている。その結果、防疫措置が長期化する要因となっているが、それらの人的負担も本来、農場を大規模化した事業者が負うべきものである。

については、家畜伝染病予防法第16条第3項により都道府県が防疫措置を行う場合においても、大規模農場を経営する養鶏事業者（概ね50万羽以上）や養豚事業者（概ね1万頭以上）が果たすべき役割を明確化して防疫指針に盛り込み、義務化するなど事業者自らの責任において防疫作業に取り組むよう特段のご配慮をお願いしたい。

記

- 1 家畜の所有者、特に大規模農場を経営する事業者は、あらかじめ委託契約を締結し、作業員の確保に努めるなど防疫作業に積極的に協力すること。
- 2 大規模農場を経営する事業者は、家畜伝染病発生に備えて防疫作業に要する資材等を事前に準備するとともに、その経費について自ら負担することに努めること。
- 3 国においては上記事項について、大規模農場を経営する事業者へ指導するとともに、「特定家畜伝染病防疫指針」に位置付けること